

2021 年 4 月 2 日

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示書面)

大阪市北区中之島三丁目 3 番 23 号
サノヤスホールディングス株式会社
代表取締役社長 北 達 伊佐雄

大阪市住之江区北加賀屋五丁目 2 番 7 号
サノヤステクノサポート株式会社
代表取締役社長 花 田 恵 二

サノヤスホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びサノヤステクノサポート株式会社（2021 年 3 月 1 日付で「サノヤスMTG株式会社」から商号変更しており、以下「承継会社」といいます。）は、同年 1 月 29 日付で締結した吸収分割契約に基づき、同年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社とそのグループ向けシステム関連資産の保有及び維持管理並びに分割会社の子会社へのシステム支援に関連する事業（以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する会社法及び会社法施行規則の定めに基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2021 年 4 月 1 日

2. 分割会社における各手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件吸収分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書の規定により、該当事項はございません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号及び第 3 項但書の規定により、該当事項はございません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社においては会社法第 787 条第 1 項第 2 号及び第 3 項第 2 号に定める新株予約権は存在しないため、該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の定めに基づき、2021 年 2 月 12 日付で、債権者に対して官報及び電子公告により公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定に基づき所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における各手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づいて本件吸収分割をやめることを請求した承継会社の株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2021 年 1 月 29 日付で株主に対して通知を行いました。が、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づいて株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2021 年 2 月 12 日付の官報により債権者に対する公告を行い、また、知れている債権者に対する格別の催告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定に基づいて所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2021 年 4 月 1 日をもって、分割会社の対象事業に関する権利義務を別紙「承継権利義務明細」のとおり承継しました。本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した資産の額は金 2,034 百万円（概算値）、負債の額は金 907 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2021 年 4 月 2 日

6. 上記のほか、本件吸収分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上

(別紙)

承継権利義務明細

1. 資産

本件事業に属する現預金その他の流動資産並びに工具器具備品及びソフトウェアその他の固定資産

2. 負債

本件事業に属する短期リース債務及び下記 3.に従い本件吸収分割に伴い分割会社から承継会社に承継される従業員（本項において、以下「対象従業員」という。）に係る賞与引当金その他の流動負債並びに長期リース債務及び対象従業員に係る退職給付引当金その他の固定負債

3. 雇用契約

分割会社の従業員であって、本件事業に主として従事する者に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

4. その他の権利義務

本件事業に関して分割会社が子会社との間で締結している業務委託契約

以 上